

陸上自衛隊仕様書

仕様書番号		
駐屯地警備システム(高遊原)修理役務	作成	令和7年9月17日
	変更	
	作成部隊等名	西部方面航空隊本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高遊原分屯地に設置している駐屯地警備システム（高遊原）修理役務（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001ACによる。

a) 調達担当官等

役務に係わる契約を締結する者をいう。

b) 官側

契約担当官、監督官及び検査官をいう。

c) 契約の相手方

役務を請け負う者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AC 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書に示す場合を除き、次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊高遊原分屯地内とする。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務機器等

役務機器は、表1による。

表1－役務機器

品名	単位	数量
駐屯地警備システム（高遊原）	セット	1

2.4 役務の内容

a) 振動センサー修理

b) 駐屯地警備システム全体の総合調整

2.5 役務者の資格

役務者の資格は、対象装備品等の修理及びソフトウェアに必要な専門的スキルを有するものとする。

2.6 作業記録等

契約の相手方は、作業記録により所要事項を記入し、監督官及び検査官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、官側立会において機能・性能試験を実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約者担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.3 その他

修理を実施した部位・部品については、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 高遊原分屯地の立入りに際しては、当該分屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 高遊原分屯地の中で作業を行う場合、分屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通路など）は当該分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当り、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

4.4 保証期間

役務完了後の保証期間は、検査完了後、通常の使用状態において「12カ月」とする。

4.5 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

4.6 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生した発生材及び梱包材などは契約の相手方が処分するものとする。
- b) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) システムが継続して使用できるよう、全体の運用を考慮しながらの施工を実施すること。
- d) その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、契約担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5S941A40016
	調達要求年月日	令和7年10月8日
	作成部課	西部方面航空隊本部
	作成年月日	令和7年10月8日
品名	駐屯地警備システム（高遊原）修理役務	
仕様書番号		

指定事項

2.4 役務の内容

完了日、実施場所、装備品名及び内容は表1による。

表1－役務の内容

完了日	令和7年12月26日（金）まで
実施場所	陸上自衛隊高遊原分屯地（熊本県上益城郡益城町大字小谷1812）
装備品名	駐屯地警備システム
役務内容	1 振動センサー修理 2 駐屯地警備システム全体の総合調整
細部項目	1 振動センサー修理 (1) 振動センサーケーブル交換 (2) 交換・修理後の連動設定 2 駐屯地警備システム全体の総合調整 監視システム・カメラ・振動センサーの連動設定 3 その他警備システム不具合箇所の診断（監視カメラ2箇所及び振動センサー2箇所）
注 記	契約の相手方の負担とする。

4.1 提出書類

提出書類は表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	役務実施計画	1部	西部方面航空隊本部	契約締結後
2	役務作業関係者名簿	1部		契約締結後
3	作業記録表 （役務完了調書）	1部		各日の作業終了 後速やかに
4	故障状況報告書	1部		必要の都度

4.6 d) その他の必要事項

- a) 1日の作業時間は0815～1700（1200～1300を除く。）の7時間45分とする。
ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 役務に必要な機材、消耗品及び工具等は契約の相手方が準備する。
- c) 車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- d) スタッフ等の役務期間中の食事等は、契約の相手方が準備する。
- e) 細部については、官側との相互調整により実施するものとする。
- f) その他必要な事項は、監督官が指示する。